

計画策定の趣旨

●計画策定の背景と趣旨

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法の一部が改正され、平成30年4月から施行。また、市町村における包括的な支援体制の整備及び市町村地域福祉計画の策定ガイドラインとして「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」が通知された。

- (1) 地域の一員として様々な活動に参加する機会は「与えられる」→「確保される」
- (2) 地域福祉の推進の理念の明確化（地域住民等は本人及び世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する）
- (3) 福祉サービスに当たらない地域福祉の取組との連携
- (4) 地域福祉推進の国・自治体の公的責任の明確化
- (5) 相談支援を担う機関は自らでは解決が難しい地域生活課題を把握した場合、他機関へとつなぐ
- (6) 市町村における包括的な支援体制の整備の推進（市町村の努力義務）
- (7) 市町村地域福祉計画の充実（努力義務化、記載事項の追加等）

●計画の位置付け

社会福祉法第107条に基づく法定計画。今般の法改正により、計画の策定が努力義務化され、必要的記載事項が追加された。

佐倉市総合計画や高齢者福祉・介護計画など、他の個別計画との整合を図る。

●計画期間

2020年4月から2024年3月まで（4年間）

計画の基本的な考え方

●基本理念

「『支える側』と『支えられる側』の循環を目指して（『お互い様』の地域づくり）」

●基本目標（地域共生社会の実現に向けて）

生活に身近な地域において、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取組を育んでいく。これにより、住民一人ひとりが、生活における楽しみや生きがいを見出し、様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる社会を実現していく。

●市が目指す方向（地域の未来像）

「元気な高齢者が困難な課題を持った高齢者を支える」

…高齢化のプラス面が地域福祉活動に活かされていく。

「新たな未来の担い手」

…若い世代が福祉活動への参加を通して、地域社会の担い手になる。

「世代を超えたつながり」

…世代間のふれあいが高齢者を元気にし、若い世代の地域定着にもつながる。

「普段からの人のつながりが、災害時の助け合いに通じる」

…日常のあいさつ運動や防犯パトロールが、災害時等の支え合いにつながる。

「『点』の活動を『面』の活動へと広げていく」

…高齢者、障害者、児童それぞれの分野の活動を連携させていく。

「住民参加の促進」

…住民参加の方法・メニュー等の提示により、参加しやすい環境づくりを進める。

策定に向けた現状分析

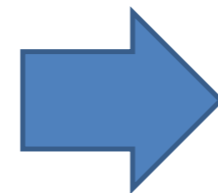
●地域福祉活動に関する市民意識調査

●「地域での支え合い活動」の調査

計画の構成のイメージ案

〔 第3次（H28～31年度） 〕

第1章 第3次佐倉市地域福祉計画について
1 計画策定にあたって
2 計画の期間
3 計画の位置付け
第2章 地域の現状
1 人口減少、少子高齢化・超高齢社会
2 地域における様々な課題
3 自助、互助・共助、公助
第3章 地域の未来像
1 地域のつながり
2 「であい」、「ふれあい」、「つきあい」
3 新たな地域の活性化
4 これから目指す地域像
第4章 佐倉市の取り組み
1 基本施策
2 成果指標
3 計画の進行管理
コラム① 地域づくりって何だろう？
第5章 地域のためにできること
1 地域を歩こう。あいさつしてみよう。
2 気軽に集おう。
3 声を掛け合おう。誘い合おう。
4 子育てを応援しよう。
5 絆をつくろう。
6 安全・安心のかけ橋になろう。
7 支え合い、助け合いに参加しよう。
8 違いを認め合おう。
コラム② “笑顔”と“あいさつ”から始まる地域のつながり
資料
1 「第3次佐倉市地域福祉計画に向けた提言（平成26年1月）（抜粋）」
2 「第2次佐倉市地域福祉計画報告書」（平成27年10月）（抜粋）」
3 佐倉市地域福祉計画推進委員会名簿



※太字の部分は、第3次計画から変更している部分。

〔 第4次（2020～2023年度） 〕

第1章 第4次佐倉市地域福祉計画について
1 計画策定にあたって
2 計画の期間
3 計画の位置付け
第2章 地域の現状
1 生産年齢人口の減少、働き手の減少
2 これまでの取り組みと今後の課題、方向性
3 地域における様々な課題
第3章 地域の未来像
1 基本理念・基本目標
2 「支える側」と「支えられる側」の循環
3 世代を超えた地域づくり
4 これから目指す地域像
第4章 佐倉市の取り組み
1 各福祉分野の連携
2 福祉サービスの利用促進
3 社会福祉を目的とする事業の発達
4 住民参加の促進
5 包括的な支援体制
6 計画の進行管理
第5章 「地域での支え合い活動」の広がり
1 地域に関する活動
2 高齢者に関する活動
3 障害者に関する活動
4 児童に関する活動
資料
1 「第3次佐倉市地域福祉計画 中間報告（平成30年3月）（抜粋）」
2 「第3次佐倉市地域福祉計画まとめ」（平成31年10月予定）」
3 佐倉市地域福祉計画推進委員会名簿

※施策体系の文言のほか、構成や並び順については、現時点の案であり、今後の検討状況によって修正する場合があります。